

令和7年度西目屋村定住促進空き家対策事業費補助金制度のお知らせ

村では、空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地を利用して定住を希望する方に対して、補助金を交付します。

■申請期間

令和7年5月14日から令和8年2月27日（金）まで

※申請書等は西目屋村役場企画財政課に備え付けております。

■補助対象物件

弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された住宅（供用住宅を含む。）である空き家（敷地を含む。）または住宅の建設が可能な空き地

■補助対象者

- ①空き地を購入し、その土地に住宅を新築する方
- ②空き家（敷地含む。）を購入する方
- ③移住者で、空き家を賃借する方
- ④所有する空き家を解体する方
- ⑤所有する空き家にある動産（家財）を処分する方

※ 移住者とは、補助金を申請する時点で、1年以上西目屋村以外の市区町村に住民登録をしていた方で、西目屋村に移住しようとする方。

■補助対象経費

- ①空き地の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）
- ②空き家（敷地を含む。）の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）
- ③空き家の3年間分の賃借料
- ④空き家の解体費用
- ⑤空き家にある動産（家財）の処分費用

■補助金額

補助対象		補助対象経費	補助金額	付属条件
空き地及び空き家 を購入する者	空き地を購入し、住宅 を新築する者	空き地の購入費用	補助率 1/2 限度額 30 万円	1. 子育て世代には、限度額 10 万円 を上乗せします。 2. 移住者には、限度額 10 万円を上 乗せします。
	空き家を購入する者	空き家（敷地含む）の 購入費用	補助率 1/2 限度額 20 万円	
空き家を賃借する 者	移住者	3 年間分の賃借料	補助率 1/2 限度額 25 万円	子育て世帯には、限度額 10 万円を上 乗せします。
空き家所有者	空き家	解体費用	補助率 1/2 限度額 50 万円	売買契約または賃貸契約が成立する 見込みとなった場合に申請ができま す。
		動産（家財）処分費用	補助率 1/2 限度額 5 万円	

■問い合わせ先

西目屋村役場企画財政課 TEL : 85 - 3080 FAX : 85 - 3040